

別記第1号様式(第7関係)

## 会 議 錄

附属機関又は 会議体の名称	豊島区福祉有償運送運営協議会（令和6年度第1回）		
事務局（担当課）	福祉部障害福祉課管理・政策推進グループ		
開催日時	令和7年2月7日（金）午後3時30分～4時30分		
開催場所	豊島区役所本庁舎 会議室807,808		
議題	1. 開会 (1) 委員紹介 (2) 会長・副会長の選出について 2. 傍聴及び会議録の取扱いについて 3. 議事 (1) 豊島区における実施状況 (2) 自家用有償旅客運送の制度改正について (3) 地球郷の更新登録について (4) 法改正に伴う豊島区福祉有償運送運営協議会設置要綱の改正について 4. 閉会		
公開の可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開	傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開	資料の一部に個人情報が含まれるため
	委員	長谷川 万由美、秋山 哲男、山口 凌平、長谷地 亮一、久我 恒夫（代理 奥村 公章）、大草 栄子、東 美千代、京谷 宣明、田中 慎吾、小林 拓、今井 有里	
その他	社会福祉法人地球郷、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会		
事務局	障害福祉課長 障害福祉課管理・政策推進グループ係長、障害福祉課主事		

# 審議経過

No. 1

## 1. 開会

### (1) 委員紹介

### (2) 会長・副会長の選出について

- ・委員の互選により、長谷川委員が会長に選出。
- ・副会長については、要綱第4条に基づき、会長の指名により秋山委員が選任。

## 2 傍聴、会議録について

- ・傍聴なし。
- ・今回の会議録の取り扱いについて、会議録要旨を各委員に送付後、各委員からの意見により修正し、会長の了承をもって会議録の承認とみなし、公開手続きを取ることとする。

## 3 議事

### (1) 豊島区における実施状況

事務局：資料第3号、第4号について説明。

### (2) 自家用有償旅客運送の制度改正について

委員：資料第5号について説明

- ・運転者証の作成・車内掲示廃止については、運転者のプライバシー配慮、カスハラ対策を目的とした改正となっている。
- ・次に、運営協議会と地域公共交通会議の統合については、法律上は「地域公共交通会議」とし、「運営協議会」としないことが原則となる。みなし規定があるため、既存の運営協議会の存続も可能である。2つの会議体を一本化することで協議をしやすくなることを目的としているが、自治体側としては、2つの会議の担当部署が異なるといったことから、統合後の主担当部署が負担増になる事もあり、現時点で統合したという自治体については運輸支局としても把握していない。
- ・次に、更新登録申請の簡素化については、運輸支局に提出する添付書類を省略できるようになった。省略する場合でも、協議会における委員への説明の都合上、省略せず作成することが多い。
- ・次に、更新登録申請時の協議方法の簡素化については、資料の「できる」規定から令和6年9月30日法改正により、更新登録のみの協議は原則意見公募形式となった。開催方式について運輸支局に相談・質問をしていただくことは可能である。
- ・次に、交通空白に該当する目安の提示については、目安に該当しなければ交通空白地ではないのかといった点について、引き続き地域公共交通会議で慎重に判断されるべきとされている。東京都内では、町田市・小笠原村・神津島村が

# 審議経過

No. 2

登録を受け、交通空白地有償運送を行っている。

## 【質疑・意見交換】

- 会長：タクシー運賃の8割まで引き上げとのことで、都内でも料金改定する事業者は増えてきているかと思うがどうなっているのか。
- 委員：地区内に複数団体がいると、足並みを揃えるということから5割でとどめる団体が多いという所感である。
- 会長：豊島区に直接関係するものも、そうでないものもあるが、色々改正があったため、関係者に周知いただきたい。

### (3) 地球郷の更新登録について

事務局：資料第6号、第7号の説明

- ・料金を初乗り10キロまでを400円から600円に変更する。ゆきわりそういう関連法人でのサービス利用時の一律料金も同様に400円から600円に変更し、予約料は500円で変更はない。
- ・地球郷は平均乗車が3.7名であることから、料金改定後で初乗り10キロ600円×4名で2,400円の対価となるが、タクシー料金は都内で10キロ走行した場合には4,029円となり、タクシー料金の6割程度である。
- ・対価の取り扱いについて、制度改正によりタクシー運賃の8割に変更になっており、地球郷の料金は下回る料金設定となっている。

登録団体：(点呼とアルコールチェックの説明)

- ・出発時の点呼は対面で行っている。
- ・アルコールチェックは機器を使用し、スマホアプリと連動させている。運転手の顔写真もその場で撮影し、データを送信し、運行管理者がPCもしくはスマホにメールが届いてその場で確認する。体調管理とアルコール結果はクラウドに保存されている。

## 【質疑応答】

- 委員：まず、令和4年10月に法改正があり、車両5台以上保有する場合はアルコール検知器を用いてドライバーの状態の確認が必要となったが、世界的な半導体不足により、実際の義務化は令和5年12月であることをお伝えする。  
質問であるが、運行管理責任者の名前が運転者にも入っているが、実際に運転するのか。

登録団体：運転することもある。

- 委員：運行管理責任者は一名のみとなっているが、運行管理責任者が運転する際の運行管理や整備管理は誰が行っているのか。

登録団体：補助者がおり、その者が行っている。

# 審議経過

No. 3

委員：それであれば問題ない。

委員：地球郷は自分の法人の利用者以外も利用受付をしているのか。

登録団体：会員登録し、豊島区発着内であれば、予約状況次第であるが利用可能である。

実際に通院等で利用するケースもある。お問い合わせいただければ、隨時承っている。

委員：受付は可能ということか。

登録団体：可能である。

委員：会員登録に際して、登録料や年会費がかかるのか。

登録団体：会員登録は必要だが入会費や年会費は徴収していない。実費と予約料のみである。

会長：他に質問はあるか。本議事について合意をいただいたということでよろしいか。

委員：異議なし

会長：更新及び料金改定について合意を得て、福祉有償運送更新申請に必要な協議が本協議会において整った。登録有効期間は3年間となるため、令和7年7月12日から令和10年7月11日になる。

## （4）法改正に伴う豊島区福祉有償運送運営協議会設置要綱の改正について

事務局：資料第8号の説明。下線箇所が首長判断プロセスの追記改正箇所となっている。

委員：資料第5号事務連絡の説明

- 協議会の基本的な在り方は、委員から意見を吸い上げ丁寧に進めていく。ただし、協議が硬直し地域の移動手段がなくなる状況は避けなければいけないため、協議が硬直した場合には、協議会の意見は尊重した上で、最終的には首長の責任をもって導入を決めるのであれば、その判断をしていただきたい。

## 【質疑・意見交換】

委員：地域公共交通会議とは統合せずに、独立して運営協議会を続けるという理解でよいか

事務局：現時点での都市計画課との協議では、地域公共交通会議と運営協議会はそれぞれ継続していくこととしている。

委員：5年、10年先を考えると統合が良いと考える。今後、10年以内にはライドシェアが広がる。8年前に、ある自治体で法律外でのライドシェアを行ったときに、国はライドシェアを取り除くということだったが、今は急転して、国はライドシェアを行う方向である。ただし、タクシーに紐づいて実施するということで、これは国際的にはないことであり、10年先ぐらいには、福祉有償運

# 審議経過

No. 4

送とライドシェアは、市町村がやるべきであると考える。そのプロセスに近づけるために、福祉有償運送運営協議会を独立して行うのではなく、地域公共交通会議に統合して役所がライドシェアと福祉有償運送にもっと責任をもってやるべきである。今日のように登録団体が福祉有償運送を行うことが妥当かどうかを判断することは国際的にはおかしい。日本の地域交通は民間依存であり、バス・タクシーなど民間を管理・監督するのが運輸の役割となっており、その延長に福祉有償運送が入っている。アメリカやイギリスの場合、例えばロンドンはロンドン市が経営している。アメリカは補助金を出して運営している。日本だけがそのような補助金がない状況となっている。これは、移動困難な人に対して、アメリカもイギリスも人権として位置付けているが、日本はそこまで至っていないことを示している。将来的には人権としてモビリティを位置づける必要があり、市町村が責任を持つという段階にどう移行するのかというプロセスを区市町村にはやってもらいたいという希望がある。

市町村が責任を持つという点では、日南町でNPO法人・バス会社・タクシー会社でデマンド交通のシステムを共通化した。次の段階として、道が狭くデマンド交通で行けない場所のために、町が車両を3台買ってドア・ツー・ドアまで対応している。田舎と東京のやり方は違うと思うが、福祉有償運送は田舎のやり方である。新しいプロセスを作る中で、今回の要綱改正について2・3年はこれでいいと思うが、新しいプログラムを作った方がよい。

会長：この協議会のスタイルは定着しており進めやすいが、豊島区全体の地域交通はどうなっているのかが読みにくいため、一緒に協議や情報交換の場があるといいかと思う。

会長：他に質問がなければ、要綱改正につきまして、委員の皆さんに合意をいただけますでしょうか。

委員：異議なし

会長：合意をいただきありがとうございました。

事務局：9月に委員の改選があるため、次回は改選後に開催予定だが、新規登録申請をする団体がある場合には、委員改選前に開催させていただく可能性がある。次回の開催方法は、対面以外に、オンライン又は対面とオンラインのハイブリット方式も検討しているため、改選時に参加についての可否を伺う予定である。

会長：以上をもって本日の運営協議会を終了する。

4. 閉会

# 審議経過

No. 5

会議の結果	福祉有償登録団体 社会福祉法人地球郷の更新登録を承認する。 豊島区福祉有償運送運営協議会設置要綱の改正を承認する
提出された資料	資料第1号 豊島区福祉有償運送運営協議会委員名簿 資料第2号 豊島区福祉有償運送運営協議会（令和4年度第2回）会議録 資料第3号 福祉有償運送について 資料第4号 豊島区における実施状況 資料第5号 自家用有償旅客運送の制度改正について 資料第6号 社会福祉法人地球郷更新登録に関する書類（一部当日閲覧） 資料第7号 社会福祉法人地球郷の運送対価補足資料 資料第8号 豊島区福祉有償運送運営協議会設置要綱改正案
その他	